

公開用

令和 7 年 第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 7 年 6 月 5 日 提出

目 次

議案第 4 5 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 2 号) -----	5
議案第 4 6 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 3 号) -----	2 7
議案第 4 7 号	令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計補正予算 (第 1 号) -----	4 2
議案第 4 8 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例-----	5 2
議案第 4 9 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例及び茅ヶ崎 市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例-----	5 3
議案第 5 0 号	茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関 する条例の一部を改正する条例-----	5 6
議案第 5 1 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例-----	5 8
議案第 5 2 号	茅ヶ崎市地区計画の区域内における建 築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例-----	5 9
議案第 5 3 号	公平委員会委員の選任について-----	6 3
議案第 5 4 号	監査委員の選任について-----	6 6
議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について-----	6 9
議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について-----	7 2
議案第 5 7 号	動産の取得について-----	7 5

議案第58号	市道路線の廃止について-----	7 6
議案第59号の1	市道路線の認定について-----	7 9
議案第59号の2	市道路線の認定について-----	8 2
議案第59号の3	市道路線の認定について-----	8 5
議案第59号の4	市道路線の認定について-----	8 8
報告第3号	茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況につ いて-----	9 1
報告第4号	公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ 振興財団の経営状況について-----	9 2
報告第5号	土地信託の事務処理状況について-----	9 3
報告第6号	令和6年度茅ヶ崎市一般会計予算の継 続費繰越計算書について-----	9 5
報告第7号	令和6年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰 越明許費繰越計算書について-----	9 9
報告第8号	令和6年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計予算の繰越明許費繰越計 算書について-----	1 0 9
報告第9号	令和6年度茅ヶ崎市一般会計予算の事 故繰越し繰越計算書について-----	1 1 3
報告第10号	令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算の継続費繰越計算書について-----	1 1 7
報告第11号	令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算の繰越計算書について-----	1 2 1

令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 598,913 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104,492,803 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		19,602,942	1,104,388	20,707,330
	2 国庫補助金	4,490,412	1,104,388	5,594,800
16 県支出金		7,258,723	△27,447	7,231,276
	2 県補助金	1,601,367	△27,447	1,573,920
20 繰越金		3,003,473	△118,728	2,884,745
	1 繰越金	3,003,473	△118,728	2,884,745
22 市債		12,322,900	△359,300	11,963,600
	1 市債	12,322,900	△359,300	11,963,600
歳 入 合 計		103,893,890	598,913	104,492,803

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,675,017	1,266	11,676,283
	1 総務管理費	9,340,958	1,266	9,342,224
3 民生費		41,759,293	1,083,214	42,842,507
	1 社会福祉費	17,605,723	1,103,606	18,709,329
	2 児童福祉費	19,630,747	△20,392	19,610,355
4 衛生費		15,878,253	△626,620	15,251,633
	1 保健衛生費	6,573,459	△626,620	5,946,839
8 土木費		8,662,840	82,134	8,744,974
	3 河川費	1,544,792	81,763	1,626,555
	5 住宅費	431,667	371	432,038
10 教育費		12,955,401	58,919	13,014,320
	2 小学校費	6,635,385	57,552	6,692,937
	5 社会教育費	2,078,002	1,367	2,079,369
歳 出 合 計		103,893,890	598,913	104,492,803

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
3 民生費	2 児童福祉費	こどもセンター整備事業	千円 169,752	令和6年度	千円 0	千円 153,533	令和6年度	千円 0
				令和7年度	34,847		令和7年度	9,507
				令和8年度	134,905		令和8年度	144,026
4 衛生費	1 保健衛生費	保健所庁舎整備事業	3,099,792	令和6年度	0	3,171,219	令和6年度	0
				令和7年度	797,114		令和7年度	170,494
				令和8年度	2,302,678		令和8年度	3,000,725

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	千ノ川整備事業	920,237

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
こ ど も セ ン タ ー 整 備 事 業	32,900	10,100
保 健 所 庁 舎 整 備 事 業	612,700	142,800
千 ノ 川 整 備 事 業	1,200,900	1,282,600
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	4,936,200	4,987,900
計	12,322,900	11,963,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	19,602,942	1,104,388	20,707,330
16 県支出金	7,258,723	△27,447	7,231,276
20 繰越金	3,003,473	△118,728	2,884,745
22 市債	12,322,900	△359,300	11,963,600
歳入合計	103,893,890	598,913	104,492,803

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	11,675,017	1,266	11,676,283
3 民生費	41,759,293	1,083,214	42,842,507
4 衛生費	15,878,253	△626,620	15,251,633
8 土木費	8,662,840	82,134	8,744,974
10 教育費	12,955,401	58,919	13,014,320
歳 出 合 計	103,893,890	598,913	104,492,803

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	財	源	内
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
782	0	0	484
1, 103, 606	△22, 800	0	2, 408
△27, 447	△469, 900	0	△129, 273
0	81, 700	0	434
0	51, 700	0	7, 219
1, 076, 941	△359, 300	0	△118, 728

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	19,602,942	1,104,388	20,707,330
2 国庫補助金	4,490,412	1,104,388	5,594,800
2 民生費国庫補助金	974,551	1,104,388	2,078,939
16 県支出金	7,258,723	△27,447	7,231,276
2 県補助金	1,601,367	△27,447	1,573,920
3 衛生費県補助金	154,083	△27,447	126,636
20 繰越金	3,003,473	△118,728	2,884,745
1 繰越金	3,003,473	△118,728	2,884,745
1 繰越金	3,003,473	△118,728	2,884,745
22 市債	12,322,900	△359,300	11,963,600
1 市債	12,322,900	△359,300	11,963,600
2 民生債	104,700	△22,800	81,900
3 衛生債	3,160,300	△469,900	2,690,400
5 土木債	2,290,900	81,700	2,372,600
7 教育債	4,971,000	51,700	5,022,700
歳 入 合 計	103,893,890	598,913	104,492,803

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 地方創生臨時 交付金	1,104,388	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,104,388
3 市町村自治基 盤強化総合補 助金	△27,447	1 広域連携事業補助金	△27,447
1 前年度繰越金	△118,728	1 前年度繰越金	△118,728
2 児童福祉債	△22,800	1 こどもセンター整備事業債	△22,800
1 保健衛生債	△469,900	2 保健所庁舎整備事業債	△469,900
2 河川債	81,700	1 千ノ川整備事業債	81,700
1 小学校債	51,700	1 義務教育施設整備事業債	51,700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	11,675,017	1,266	11,676,283		
1 総務管理費	9,340,958	1,266	9,342,224		
1 一般管理費	3,509,847	782	3,510,629	国庫支出金	782
8 支所及び出張所費	54,520	484	55,004	一般財源	484
3 民生費	41,759,293	1,083,214	42,842,507		
1 社会福祉費	17,605,723	1,103,606	18,709,329		
1 社会福祉総務費	5,689,367	1,103,606	6,792,973	国庫支出金	1,103,606

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共済費	782	20 一般管理経費	782
10 需用費	484	20 支所維持管理経費	484
6 修繕料	484		
1 報酬	3,357	10 職員給与費	2,936
3 職員手当等	4,223	240 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費	1,100,670
6 時間外勤務手当	2,936	1 物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付）	1,020,000
17 会計年度任用職員期末勤勉手当	1,287	2 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費（不足額給付）	80,670
8 旅費	330		
1 費用弁償	330		
10 需用費	1,600		
1 消耗品費	1,600		
11 役務費	10,066		
1 通信運搬費	7,689		
3 手数料	2,377		
12 委託料	64,000		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		2 児童福祉費	19,630,747	△20,392	19,610,355		
		1 児童福祉総務費	4,617,352	△25,340	4,592,012	地 方 債	△22,800
						一般財源	△2,540
		4 児童福祉施設費	474,844	4,948	479,792	一般財源	4,948
		4 衛生費	15,878,253	△626,620	15,251,633		
		1 保健衛生費	6,573,459	△626,620	5,946,839		
		7 保健所費	909,436	△626,620	282,816	県支出金	△27,447
						地 方 債	△469,900
						一般財源	△129,273
		8 土木費	8,662,840	82,134	8,744,974		
		3 河川費	1,544,792	81,763	1,626,555		
		2 河川管理費	1,295,719	81,763	1,377,482	地 方 債	81,700
						一般財源	63
		5 住宅費	431,667	371	432,038		
		1 住宅管理費	431,667	371	432,038	一般財源	371
		10 教育費	12,955,401	58,919	13,014,320		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	30		
18 負担金補助及び交付金	1, 020, 000		
14 工事請負費	△25, 340	210 こどもセンター整備事業費	△25, 340
10 需用費	4, 948	20 保育園施設維持管理経費	4, 948
6 修繕料	4, 948		
14 工事請負費	△626, 620	20 保健所庁舎整備事業費	△626, 620
14 工事請負費	81, 763	20 千ノ川整備事業費	81, 763
21 補償補填及び賠償金	371	50 市営住宅等除却事業費	371

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	2 小学校費	6,635,385	57,552	6,692,937		
	1 学校管理費	6,118,267	57,552	6,175,819	地 方 債	51,700
					一般財源	5,852
	5 社会教育費	2,078,002	1,367	2,079,369		
	3 博物館費	84,765	1,367	86,132	一般財源	1,367
歳 出 合 計		103,893,890	598,913	104,492,803		

教育費

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	57,552	90 学校施設整備事業費 1 学校施設整備事業費	57,552 57,552
21 補償補填及び 賠償金	1,367	30 文化資料館跡地処分事業費	1,367

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1,640 (1,342)	1,651,904	6,584,499	14,580,967	2,661,217	17,242,184	
補 正 前	1,640 (1,341)	1,648,547	6,580,276	14,573,387	2,660,435	17,233,822	
比 較	0 (1)	3,357	4,223	7,580	782	8,362	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補 正 後	3,522,957	745,996				
	補 正 前	3,521,670	743,060				
	比 較	1,287	2,936				

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	6,139,873	12,484,437	14,908,228	
補 正 前	6,136,937	12,481,501	14,905,292	
比 較	2,936	2,936	2,936	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)		
	補 正 後	745,996		
	補 正 前	743,060		
	比 較	2,936		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,305)	1,651,904	444,626	2,096,530	237,426	2,333,956	
補 正 前	(1,304)	1,648,547	443,339	2,091,886	236,644	2,328,530	
比 較	(1)	3,357	1,287	4,644	782	5,426	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)					
	補 正 後	444,626					
	補 正 前	443,339					
	比 較	1,287					

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	4,223	その他の増減分 4,223	期末勤勉手当 1,287 千円 時間外勤務手当 2,936 千円	

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
3 民生費	2 児童福祉費	こどもセンター 整備事業	令和 6	0				
			7	9,507		8,500		1,007
			8	144,026		129,600		14,426
			計	153,533		138,100		15,433
4 衛生費	1 保健衛生費	保健所庁舎整備事業	令和 6	0				
			7	170,494	28,811	120,300		21,383
			8	3,000,725	10,000	2,250,500		740,225
			計	3,171,219	38,811	2,370,800		761,608

関 する 調 書

前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
					0.0
				9,507	6.2
				144,026	93.8
				153,533	100.0
					0.0
				170,494	5.4
				3,000,725	94.6
				3,171,219	100.0

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				補 正 前	補 正 後
		補正前の額	補 正 額	繰 越 額	計		
1 普 通 債	42,626,346	12,322,900	△ 359,300	1,257,100	13,220,700	51,497,391	52,395,191
(2) 民 生	2,367,146	104,700	△ 22,800		81,900	2,249,179	2,226,379
(3) 衛 生	2,882,179	3,160,300	△ 469,900	42,400	2,732,800	5,721,955	5,294,455
(7) 土 木	10,421,108	2,205,400	81,700	587,700	2,874,800	11,791,519	12,460,919
(10) 教 育	12,924,290	4,971,000	51,700	435,400	5,458,100	16,883,880	17,370,980
合 計	64,408,890	12,322,900	△ 359,300	1,257,100	13,220,700	71,031,318	71,929,118

令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 8 9, 8 8 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 5, 2 8 2, 6 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		20,707,330	281	20,707,611
	2 国庫補助金	5,594,800	281	5,595,081
16 県支出金		7,231,276	738,279	7,969,555
	2 県補助金	1,573,920	738,279	2,312,199
20 繰越金		2,884,745	49,522	2,934,267
	1 繰越金	2,884,745	49,522	2,934,267
21 諸収入		4,902,734	1,800	4,904,534
	5 雑入	1,788,581	1,800	1,790,381
歳 入 合 計		104,492,803	789,882	105,282,685

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,676,283	1,835	11,678,118
	1 総務管理費	9,342,224	1,835	9,344,059
3 民生費		42,842,507	564	42,843,071
	3 生活保護費	4,522,823	564	4,523,387
8 土木費		8,744,974	37,023	8,781,997
	4 都市計画費	4,115,220	37,023	4,152,243
10 教育費		13,014,320	750,460	13,764,780
	1 教育総務費	1,297,094	8,175	1,305,269
	2 小学校費	6,692,937	501,970	7,194,907
	3 中学校費	1,196,723	240,315	1,437,038
歳 出 合 計		104,492,803	789,882	105,282,685

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,707,330	281	20,707,611
16 県支出金	7,231,276	738,279	7,969,555
20 繰越金	2,884,745	49,522	2,934,267
21 諸収入	4,902,734	1,800	4,904,534
歳 入 合 計	104,492,803	789,882	105,282,685

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	11,676,283	1,835	11,678,118
3 民生費	42,842,507	564	42,843,071
8 土木費	8,744,974	37,023	8,781,997
10 教育費	13,014,320	750,460	13,764,780
歳 出 合 計	104,492,803	789,882	105,282,685

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	財	源	訳
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	1,800	35
281	0	0	283
0	0	0	37,023
738,279	0	0	12,181
738,560	0	1,800	49,522

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,707,330	281	20,707,611
2 国庫補助金	5,594,800	281	5,595,081
2 民生費国庫補助金	2,078,939	281	2,079,220
16 県支出金	7,231,276	738,279	7,969,555
2 県補助金	1,573,920	738,279	2,312,199
6 教育費県補助金	247,059	738,279	985,338
20 繰越金	2,884,745	49,522	2,934,267
1 繰越金	2,884,745	49,522	2,934,267
1 繰越金	2,884,745	49,522	2,934,267
21 諸収入	4,902,734	1,800	4,904,534
5 雑入	1,788,581	1,800	1,790,381
2 雑入	1,785,584	1,800	1,787,384
歳 入 合 計	104,492,803	789,882	105,282,685

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 生活保護費補助金	281	3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	281
1 小学校費補助金	497,964	2 市町村立学校働き方改革加速化補助金 3 公立学校情報機器整備事業費補助金	3,033 494,931
5 中学校費補助金	240,315	1 公立学校情報機器整備事業費補助金	240,315
1 前年度繰越金	49,522	1 前年度繰越金	49,522
2 総務費雑入	1,800	10 コミュニティ助成事業助成金	1,800

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	11,676,283	1,835	11,678,118		
1 総務管理費	9,342,224	1,835	9,344,059		
3 広報広聴費	211,907	35	211,942	一般財源	35
16 防災対策費	114,994	1,800	116,794	そ の 他	1,800
3 民生費	42,842,507	564	42,843,071		
3 生活保護費	4,522,823	564	4,523,387		
1 生活保護総務費	284,876	564	285,440	国庫支出金	281
				一般財源	283
8 土木費	8,744,974	37,023	8,781,997		
4 都市計画費	4,115,220	37,023	4,152,243		
1 都市計画総務費	3,291,910	37,023	3,328,933	一般財源	37,023
10 教育費	13,014,320	750,460	13,764,780		
1 教育総務費	1,297,094	8,175	1,305,269		
2 事務局費	1,291,027	8,175	1,299,202	一般財源	8,175
2 小学校費	6,692,937	501,970	7,194,907		
2 教育振興費	517,118	501,970	1,019,088	県支出金	497,964

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	35	20 広聴活動事業費	35
18 負担金補助及び交付金	1,800	20 防災対策事業費 3 自主防災組織育成事業費	1,800 1,800
12 委託料	564	20 生活保護総務管理経費	564
8 旅費	45	50 公共下水道事業会計出資金	13,834
1 費用弁償	45	130 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業費	23,189
12 委託料	23,144		
23 投資及び出資金	13,834		
1 報酬	8,175	60 学校教育指導関係経費 1 学校教育指導関係経費	8,175 8,175
10 需用費	494,931	50 情報機器配備運営経費	494,931

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
						一般財源	4,006
		3 中学校費	1,196,723	240,315	1,437,038		
		2 教育振興費	300,530	240,315	540,845	県支出金	240,315
		歳 出 合 計	104,492,803	789,882	105,282,685		

教育費

(単位 千円)

節			説	明
区 分		金 額		
	1 消耗品費	494,931	70 学校体育指導支援事業費	7,039
12 委託料		7,039		
10	需用費	240,315	50 情報機器配備運営経費	240,315
	1 消耗品費	240,315		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	その他の 特 別 職	3,586	256,466	256,466	264,665	
	計	3,617	409,844	544,706	606,943	
補 正 前	その他の 特 別 職	3,568	248,256	248,256	256,455	
	計	3,599	401,634	536,496	598,733	
比 較	その他の 特 別 職	18	8,210	8,210	8,210	
	計	18	8,210	8,210	8,210	

令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良費			
管渠建設事業費	2,284,698千円	19,888千円	2,304,586千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,912,518千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「不足する額1,913,711千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	3,308,777千円	18,695千円	3,327,472千円
第1項 企業債	2,339,300千円	2,400千円	2,341,700千円
第2項 出資金	386,511千円	13,834千円	400,345千円
第4項 補助金	322,183千円	2,461千円	324,644千円
支出			
第1款 資本的支出	5,221,295千円	19,888千円	5,241,183千円
第1項 建設改良費	3,156,555千円	19,888千円	3,176,443千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公 共 下 水 道 整 備 事 業	2,191,500	2,193,900
計	2,339,300	2,341,700

令和7年6月5日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			3,308,777	18,695	3,327,472	
	1 企 業 債		2,339,300	2,400	2,341,700	
		1 下 水 道 債	2,339,300	2,400	2,341,700	
	2 出 資 金		386,511	13,834	400,345	
		1 他会計出資金	386,511	13,834	400,345	
	4 補 助 金		322,183	2,461	324,644	
		1 国庫補助金	322,183	2,461	324,644	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			5,221,295	19,888	5,241,183	
	1 建設改良費		3,156,555	19,888	3,176,443	
		1 管渠建設事業費	2,284,698	19,888	2,304,586	

令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	372,005		372,005
減価償却費	2,492,350		2,492,350
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	12,460		12,460
賞与引当金の増減額 (△は減少)	196		196
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 26		△ 26
長期前受金戻入額	△ 1,100,810		△ 1,100,810
償却原価法による受取利息	△ 10		△ 10
受取利息及び受取配当金	△ 1,142		△ 1,142
支払利息及び企業債取扱諸費	347,221		347,221
資産減耗費	79,672		79,672
未収金の増減額 (△は増加)	△ 3,901		△ 3,901
未払金の増減額 (△は減少)	△ 52,741	△ 1,585	△ 54,326
預り金の増減額 (△は減少)	△ 750		△ 750
小計	2,144,524	△ 1,585	2,142,939
利息及び配当金の受取額	1,142		1,142
支払利息及び企業債取扱諸費支払額	△ 347,221		△ 347,221
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,798,445	△ 1,585	1,796,860
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 2,970,669	△ 18,080	△ 2,988,749
無形固定資産の取得による支出	△ 118,988		△ 118,988
有価証券の取得による支出	△ 100,000		△ 100,000
国庫補助金等による収入	329,614	2,238	331,852
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	253,352		253,352
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,606,691	△ 15,842	△ 2,622,533
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	500,000		500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000		△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,339,300	2,400	2,341,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,964,740		△ 1,964,740
他会計からの出資による収入	386,511	13,834	400,345
財務活動によるキャッシュ・フロー	761,071	16,234	777,305
資金増加額 (又は減少額)	△ 47,175	△ 1,193	△ 48,368
資金期首残高	2,750,020		2,750,020
資金期末残高	2,702,845	△ 1,193	2,701,652

令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位 千円)

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
1	資産の部				
(1)	有形固定資産				
ア	土地建物	3,221,115		3,221,115	
イ	減価償却累計額	1,237,467		1,237,467	
ウ	構築物	△ 368,190		△ 368,190	869,277
エ	機械及び装置	85,953,715	18,080	85,971,795	
オ	減価償却累計額	△ 28,974,211		△ 28,974,211	56,997,584
カ	車両及び運搬具	8,029,240		8,029,240	
キ	減価償却累計額	△ 5,209,780		△ 5,209,780	2,819,460
ク	工具、器具及び備品	3,747		3,747	
ケ	減価償却累計額	△ 3,468		△ 3,468	279
コ	建設仮勘定	3,955		3,955	
ク	有形固定資産合計	△ 3,319		△ 3,319	636
カ	無形固定資産	25,035		25,035	25,035
キ	無形固定資産合計				63,933,386
(2)	投資有価証券	2,030,465		2,030,465	
ア	投資有価証券	28		28	
イ	その他の投資				2,030,493
ウ	投資有価証券合計				
(3)	流動資産	499,960		499,960	
ア	現金預金	4,370		4,370	
イ	営業外未収金	24		24	
ウ	貸倒引当金				504,354
エ	流動資産合計				66,468,233
2	流動負債				
(1)	現金預金	2,702,845	△ 1,193	2,701,652	
(2)	未収金				
ア	営業未収金	547,590		547,590	
イ	営業外未収金	23,122		23,122	
ウ	その他の未収金	25		25	
エ	貸倒引当金	△ 1,972		△ 1,972	
カ	未収金合計				568,765
キ	流動負債合計				3,270,417
資産合計					69,738,650

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
3	負債の部				
(1)	固定負債				
ア	建設改良費等の財源に充てるための企業債	23,484,050	2,160	<u>23,486,210</u>	
	企業債合計				23,486,210
(2)	引当金				
ア	退職給付引当金	82,717		<u>82,717</u>	
	引当金合計				<u>82,717</u>
	固定負債合計				23,568,927
4	流動負債				
(1)	企業債				
ア	建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,929,712	240	<u>1,929,952</u>	
	企業債合計				1,929,952
(2)	未払金				
イ	営業未払金	435,149	△ 1,585	433,564	
ウ	営業外未払金	30,000		30,000	
エ	建設改良費未払金	316,377		316,377	
	その他未払金	0		<u>0</u>	
	未払金合計				779,941
(3)	引当金				
ア	賞与引当金	9,622		<u>9,622</u>	
	引当金合計				<u>9,622</u>
	流動負債合計				2,719,515
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
ア	国県長期前受補助金	17,832,292	2,238	17,834,530	
イ	他会計長期前受補助金	8,462,834		8,462,834	
ウ	その他長期前受金	8,969,531		<u>8,969,531</u>	
	長期前受金合計				35,266,895
(2)	長期前受金収益化累計額				
ア	国県長期前受補助金累計額	△ 7,368,252		△ 7,368,252	
イ	他会計長期前受補助金累計額	△ 4,956,779		△ 4,956,779	
ウ	その他長期前受金累計額	△ 3,455,644		<u>△ 3,455,644</u>	
	長期前受金収益化累計額合計				<u>△ 15,780,675</u>
	繰延収益合計				<u>19,486,220</u>
	負債合計				<u>45,774,662</u>
6	資本の部				
(1)	自己資本				
イ	資本金	19,621,150	13,834	<u>19,634,984</u>	
	資本合計				19,634,984
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
ア	受贈財産評価額	1,061,904		1,061,904	
イ	負担金	520		520	
ウ	補助金	2,494,989		<u>2,494,989</u>	
	資本剰余金合計				3,557,413
(2)	利益剰余金				
ア	当年度未処分利益剰余金	771,591		<u>771,591</u>	
	利益剰余金合計				<u>771,591</u>
	剰余金合計				4,329,004
	資本合計				<u>23,963,988</u>
	負債資本合計				<u>69,738,650</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的有価証券

取得原価または償却原価（定額法）

イ 満期保有目的以外の有価証券等

該当なし

ウ 出資金

出資金額

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	28～50年
機械及び装置	6～20年
車両及び運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	5年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

施設利用権	35年
ソフトウェア	5年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は19,376,162千円である。

3 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市公共下水道事業では、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	5,584 千円
1年超	0 千円
計	5,584 千円

5 その他

(1) 賞与引当金の取り崩し

当年度において、期末勤勉手当として57,741千円を支給予定であるため、賞与引当金9,218千円を取り崩す予定である。

令和7年度茅ヶ崎市公共下
資本的収入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	3,308,777	18,695	3,327,472
1 企業債	2,339,300	2,400	2,341,700
1 下水道債	2,339,300	2,400	2,341,700
2 出資金	386,511	13,834	400,345
1 他会計出資金	386,511	13,834	400,345
4 補助金	322,183	2,461	324,644
1 国庫補助金	322,183	2,461	324,644

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	5,221,295	19,888	5,241,183
1 建設改良費	3,156,555	19,888	3,176,443
1 管渠建設事業費	2,284,698	19,888	2,304,586

水道事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 公共下水道債	2,400	1 下水道整備事業債	2,400
1 一般会計出資金	13,834	1 建設改良出資金	13,834
1 公共下水道国庫補助金	2,461	1 下水道防災事業費補助金	2,461

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 委託料	19,888	30 長寿命化事業費	19,888

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会」を「茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会」に、「茅ヶ崎西浜駐車場跡地の」を「茅ヶ崎海岸グランドプランの区域内における市有地の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会委員」を「茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会委員」に改める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会の調査審議の対象となる区域を拡大することにより、茅ヶ崎海岸グランドプランの区域内における市有地の活用に関する事項に関し、専門的判断を求め、及び意見を聴取するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例及び茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市いじめ 問題再調査会	市長の諮問に応じて、い じめ防止対策推進法（平 成 25 年法律第 71 号） 第 30 条第 2 項の調査を 行い、その結果を答申す ること。	5 人以内
-------------------	---	-------

を

茅ヶ崎市いじめ 重大事態再調査 会	市長の諮問に応じて、い じめ防止対策推進法（平 成 25 年法律第 71 号） 第 30 条第 2 項の調査を 行い、その結果を答申す ること。	重大事態（ いじめ防止 対策推進法 第 28 条第 1 項に規定 する重大事 態をいう。 以下同じ。 ）ごとに 5 人以内
-------------------------	---	--

に改め、

同表教育委員会の項中

茅ヶ崎市いじめ 防止対策調査会	いじめの防止等（いじめ 防止対策推進法第 1 条に 規定するいじめの防止等 をいう。）のための対策 に関する事項につき教育 委員会の諮問に応じて調	10 人以内
--------------------	--	--------

を

	査審議し、その結果を答申するとともに、教育委員会の諮問に応じて同法第28条第1項の調査を行い、その結果を答申すること。
--	---

茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会	いじめの防止等（いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	10人以内	に改める。
茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会	教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査を行い、その結果を答申すること。	重大事態ごとに5人以上	

（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 いじめ問題再調査会委員の項を次のように改める。

いじめ重大事態再調査会委員	日額	10,000円（1時間を超えて調査を行った場合には、10,000円に、その超えた時間30分につき5,000円
---------------	----	--

		を加算して得た額)
--	--	-----------

別表第 1 中「いじめ防止対策調査会委員」を「いじめ防止対策審議会委員」に、

いじめ防止対策調査会臨時委員	日額	13,000円	を
----------------	----	---------	---

いじめ重大事態調査会委員	日額	10,000円(1時間を超えて調査を行った場合には、10,000円に、その超えた時間30分につき5,000円を加算して得た額)	に改める。
いじめ重大事態調査会臨時委員	日額	10,000円(1時間を超えて調査を行った場合には、10,000円に、その超えた時間30分につき5,000円を加算して得た額)	

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、いじめの防止対策等に関する事項の調査審議と、いじめによる重大事態に係る事実関係の調査は異なるものであることに鑑み、いじめに係る附属機関の組織及びその委員の報酬額を見直すため提案する。

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第20条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月5日提出

提案理由

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員に係る時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、国家公務員に準じ、介護両立支援制度等の請求等に関し講ずべき措置を定めるため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和 3 4 年茅ヶ崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 1 項中「令和 6 年度分」を「令和 7 年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第 6 条第 1 項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するため提案する。

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年茅ヶ崎市条例
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 68 条の 2 第 1 項」の次に「及び第 5 項」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（建築物の用途の制限の緩和）

第 4 条の 2 別表第 3 に掲げる地区整備計画区域内においては、同表に掲げる建築物は
、当該地区整備計画区域に適用される用途地域内の建築物の用途の制限にかかわらず
、建築することができる。

第 5 条第 2 項第 9 号中「第 2 条第 16 号」を「第 2 条第 18 号」に、「第 2 条第 18
号」を「第 2 条第 20 号」に、「第 24 条」を「第 27 条」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

菱沼海岸地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画菱沼海岸地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----------------	--

別表第 2 中「（第 4 条～第 10 条関係）」を「（第 4 条、第 5 条～第 10 条関係）」に
改め、同表に次のように加える。

菱沼海岸地区 地区整備計画 区域		次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場	—	—	2,000 メートル し、巡査、公衆電 その他これ する公益 な建築物 として使 ものを除
------------------------	--	--	---	---	--

0平方 。ただ 派出所 話所そ らに類 上必要 の敷地 用する く。	(1) 地区施設 である地区 内通路の境 界線にあっ ては、10 メートル (2) 市道02 07号線の 境界線にあ っては、4 メートル (3) 地区施設	(1) 巡査派出所、公 衆電話所その他こ れらに類する公益 上必要な建築物 (2) 外壁又はこれに 代わる柱の中心線 の長さの合計が3 メートル以下であ るもの	—	—
--	---	--	---	---

である区画 道路又は市 道 1 7 8 8 号線の境界 線にあって は、2メー トル			
--	--	--	--

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 4 条の 2 関係）

地区整備計画区域の名称	建築することができる建築物
菱沼海岸地区地区整備計画区域	(1) ゴルフ場の附属施設（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第 1 3 0 条の 5 の 3 各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (3) 事務所で床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) ゴルフ場を利用する者の宿泊を主たる目的とするホテル又は旅館で床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (5) 前各号の建築物に附属するもの（自動車車庫にあっては床面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）に限り、建築基準法施行令第 1 3 0 条の 5 第 4 号又は第 5 号に掲げるものを除く。） (6) 保育所その他これに類するもの、診療所又は巡査派出所若しくは公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物に附属する自動車車庫で床面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以

上の部分をその用途に供するものを除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、菱沼海岸地区地区整備計画区域内における建築物の用途等に関する制限を定めることにより、魅力ある地域づくりを推進するため提案する。

公平委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市公平委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)

氏 名 米 崎 貴 博

生年月日 (略)

提案理由

本案は、公平委員会委員を選任するため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

米 崎 貴 博
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(第 3 項から第 9 項まで省略)

10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第 11 項以降省略)

監査委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)

氏 名 山 崎 広 子

生年月日 (略)

提案理由

本案は、監査委員を選任するため、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

山 崎 広 子
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（第2項以下省略）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 契約の目的 (仮称) 松林地区地域集会施設建設(建築)工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 726,000,000円
- 4 竣工期限 令和8年7月29日
- 5 契約の相手方 富士・高伸特定建設工事共同企業体
代表者
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目2番66号
株式会社富士建設
代表取締役 新門 三千夫

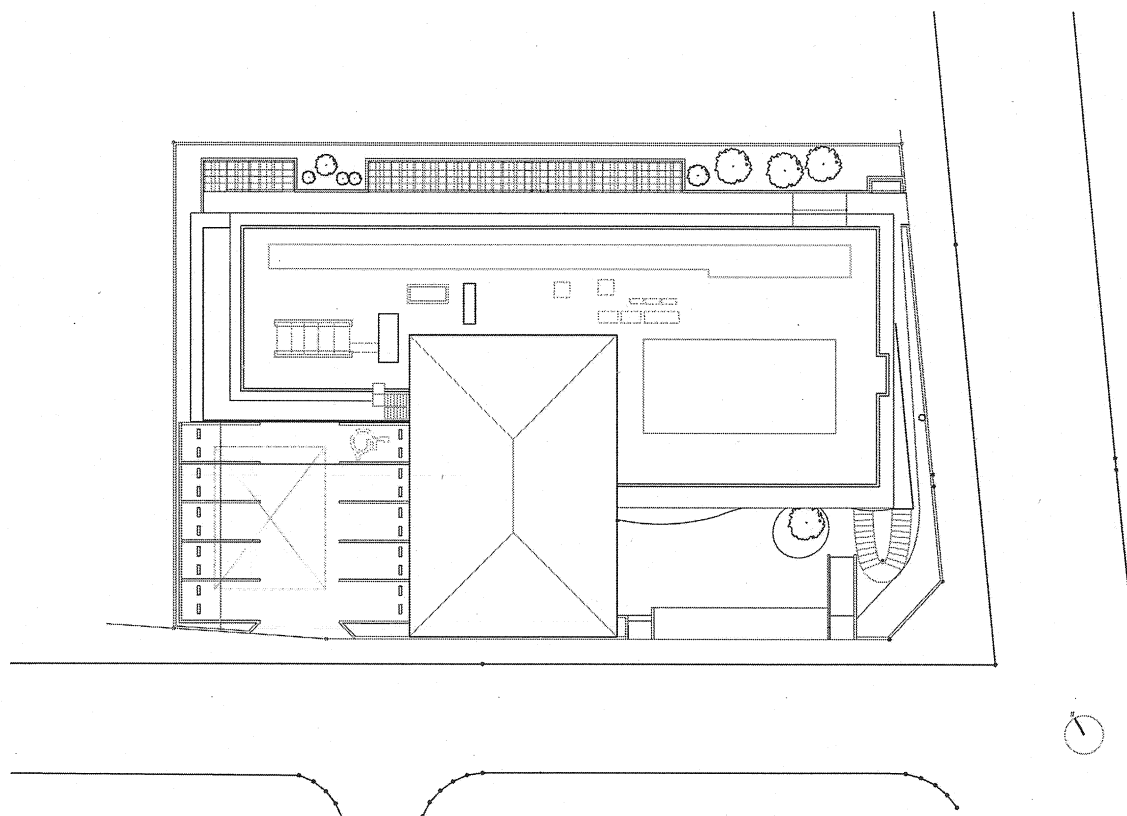
提案理由

本案は、(仮称)松林地区地域集会施設建設(建築)工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：(仮称) 松林地区地域集会施設建設（建築）工事



案内図



配置図

工事名称

(仮称) 松林地区地域集会施設建設 (建築) 工事

施設概要

施設名称：地域集会施設

所在地：茅ヶ崎市高田二丁目 9 5 番 2

建物概要

敷地面積：1500.04 m²

建築面積：782.55 m²

延床面積：1267.39 m²

構造規模：鉄骨造 地上 2 階

工事概要

建築工事 一式

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 契約の目的 (仮称)松林地区地域集会施設建設(電気設備)工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 190,300,000円
- 4 竣工期限 令和8年7月29日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市十間坂一丁目8番1号
鈴木電業株式会社
代表取締役 鈴木 洋子

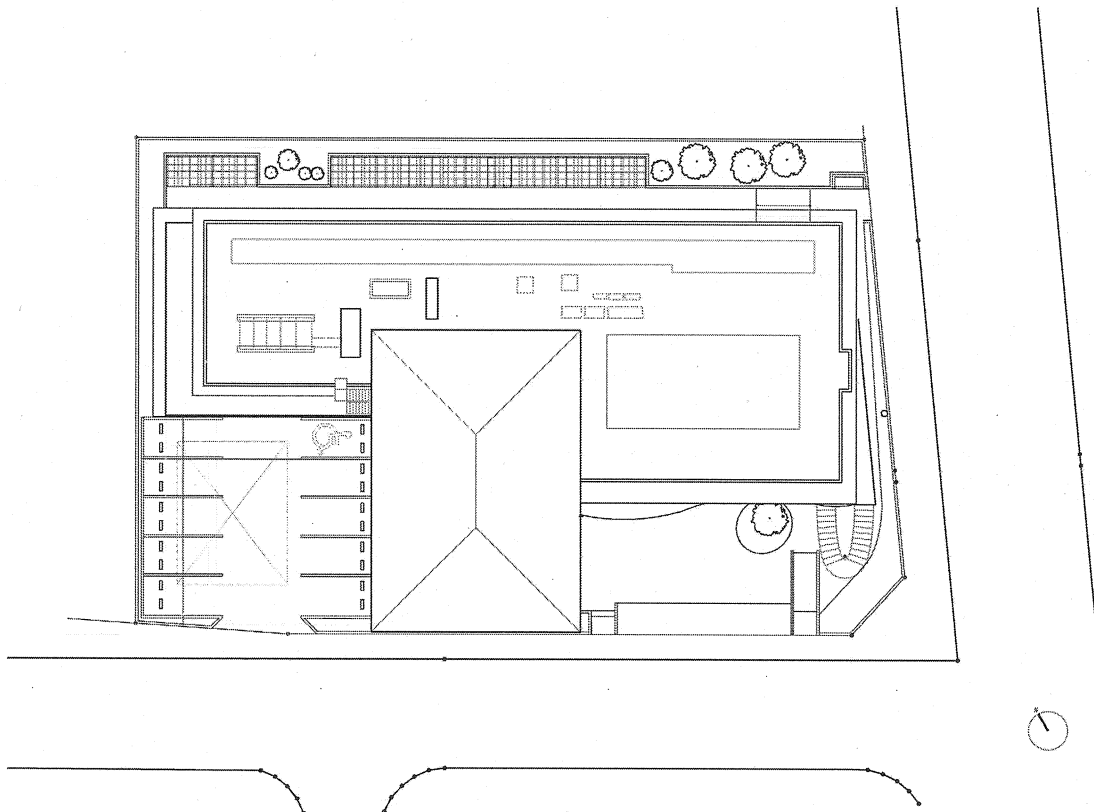
提案理由

本案は、(仮称)松林地区地域集会施設建設(電気設備)工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：(仮称) 松林地区地域集会施設建設（電気設備）工事



案内図



配置図

工事名称

(仮称) 松林地区地域集会施設建設（電気設備）工事

施設概要

施設名称：地域集会施設

所在地：茅ヶ崎市高田二丁目 9 5 番 2

建物概要

敷地面積：1500.04 m²

建築面積：782.55 m²

延床面積：1267.39 m²

構造規模：鉄骨造 地上 2 階

工事概要

電気設備工事 一式

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 動 産 の 名 称 循環型手洗い器
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 21,483,000 円
- 4 納 入 期 限 令和 7 年 11 月 28 日
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県茅ヶ崎市浜之郷 398
株式会社ヒラボウ 茅ヶ崎営業所
営業所長 新子 正樹

提案理由

本案は、循環型手洗い器の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和7年6月5日提出

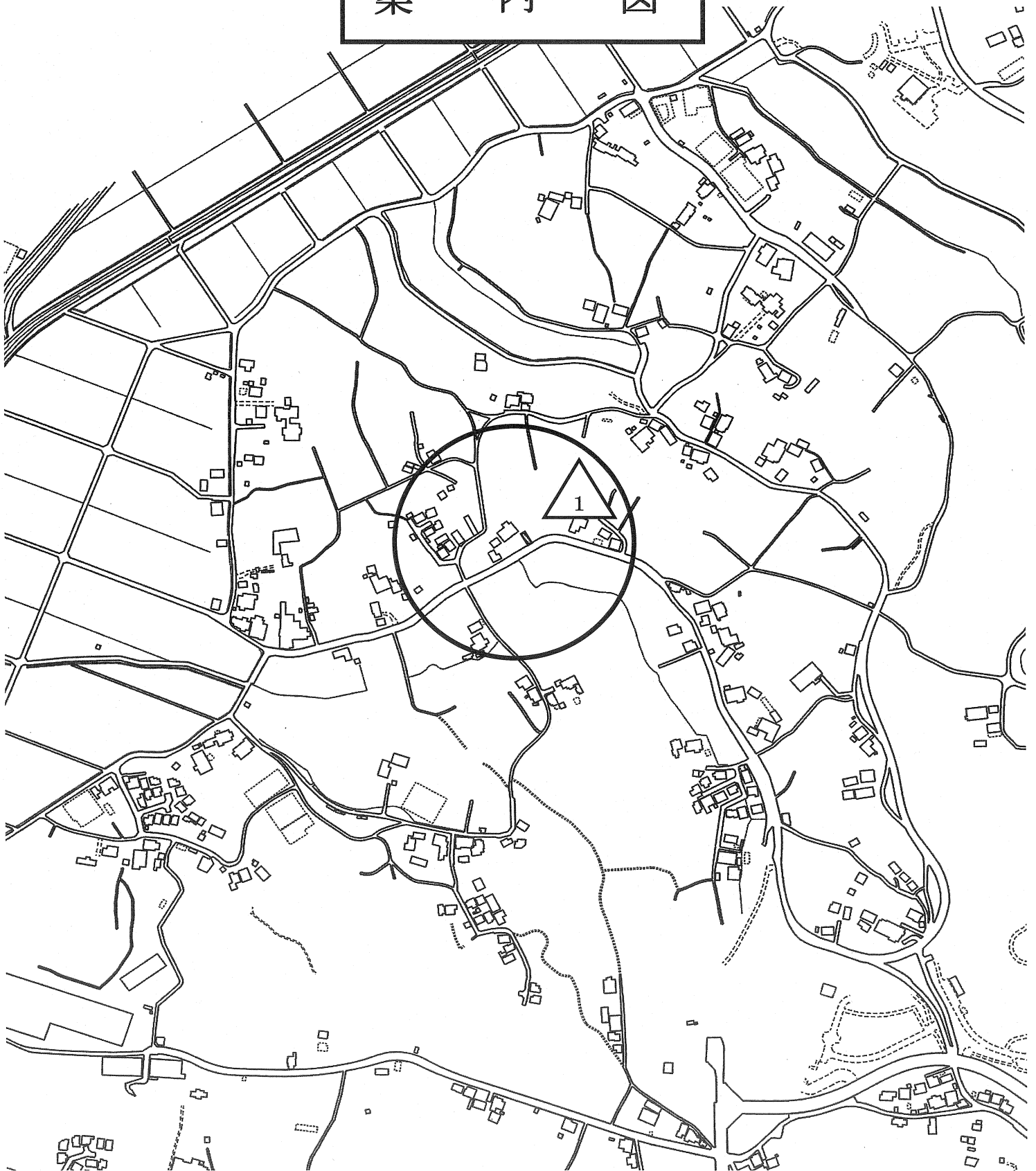
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 1	8481号線	芹 沢 字 広 町 3 3 3 0 番ハ地先	芹 沢 字 広 町 3 3 3 3 番地先	m 12.48	m 2.73

提案理由

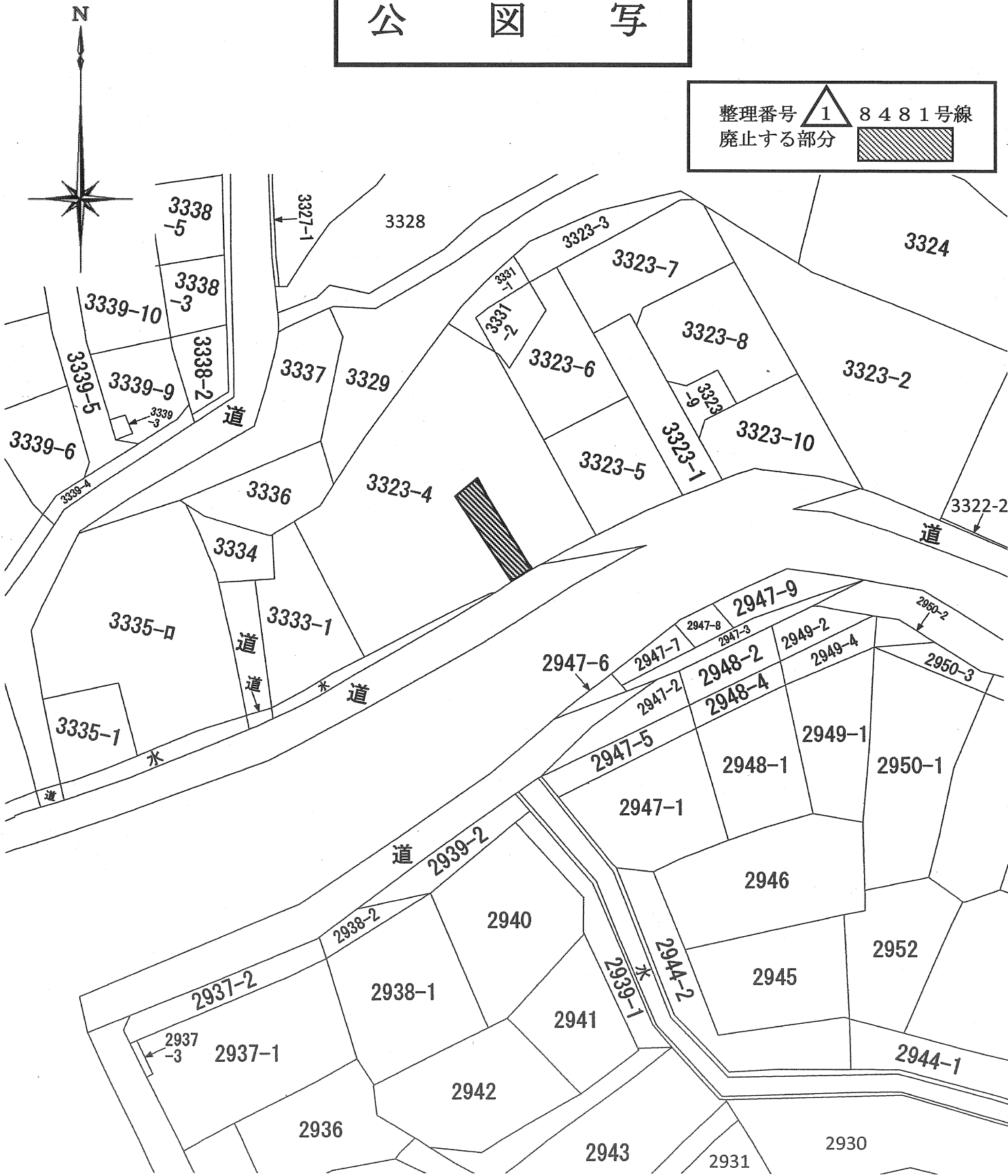
本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



寫 函 公

整理番号  8481号線
廃止する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年6月5日提出

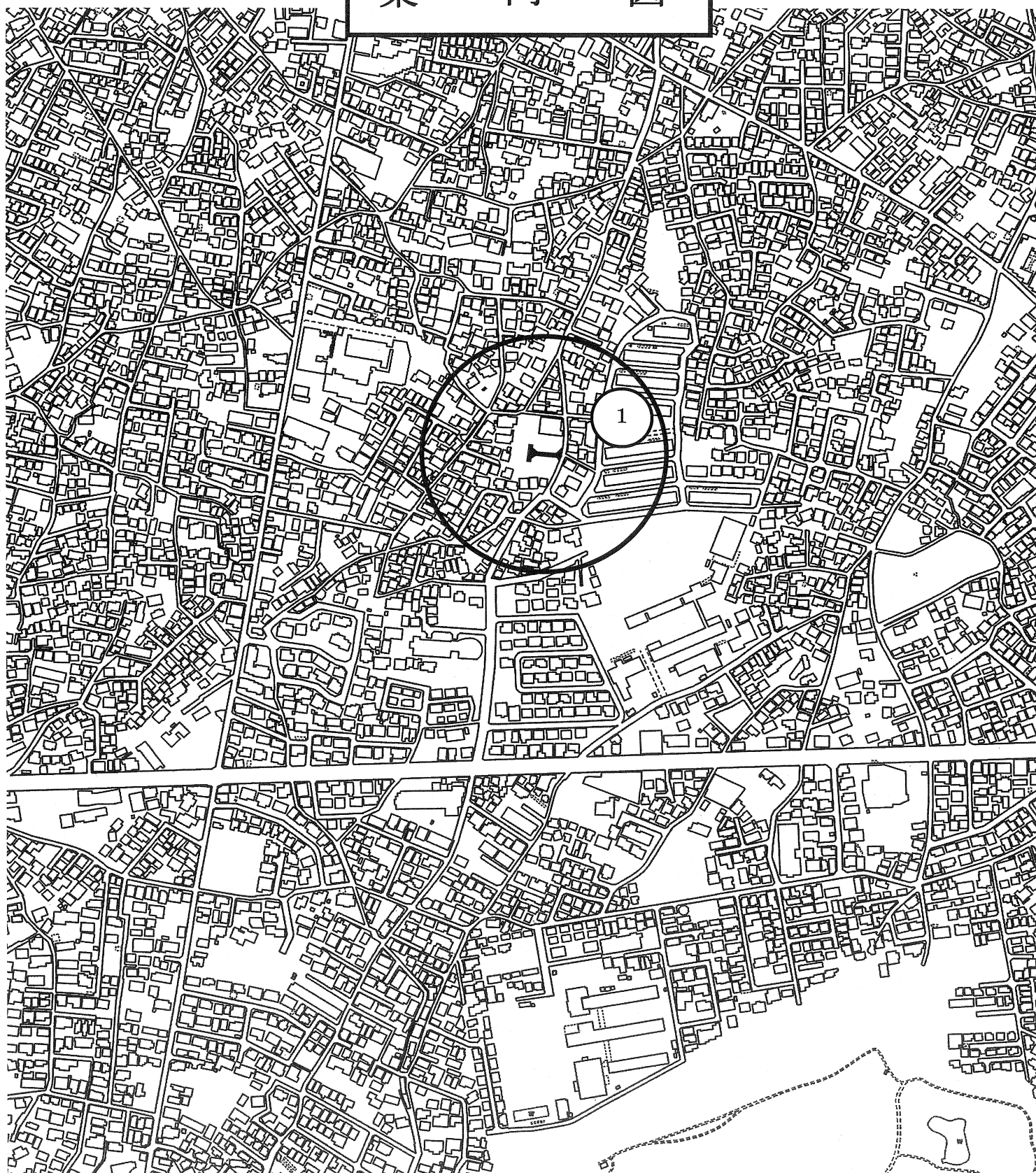
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1975号線	松 が 丘 一 丁 目 2 7 3 4 番 1 3 地 先	松 が 丘 一 丁 目 2 7 3 4 番 9 地 先	m 43.34	4.50 m ~ 4.51

提案理由

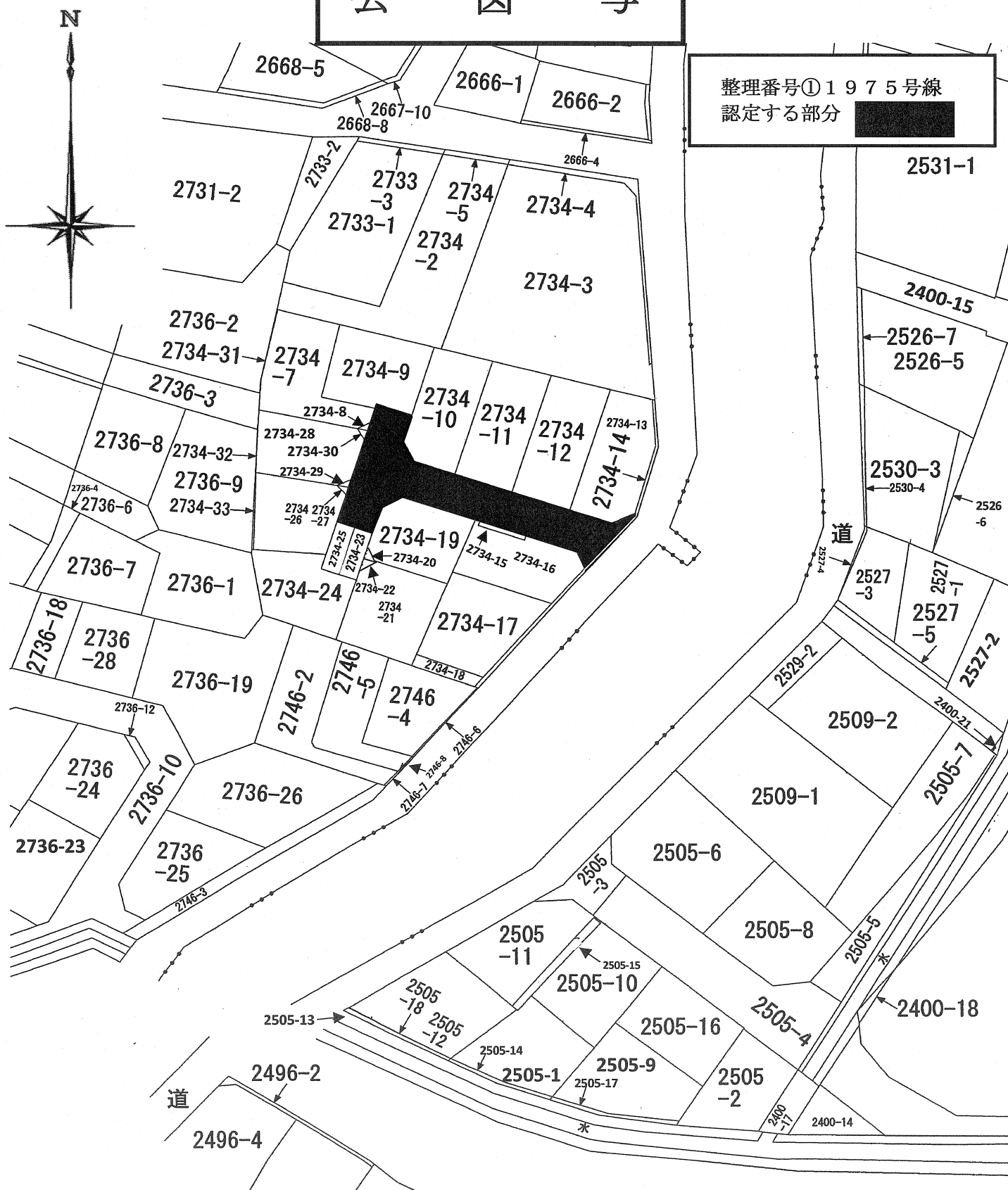
本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和7年2月18日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号① 1 9 7 5 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年6月5日提出

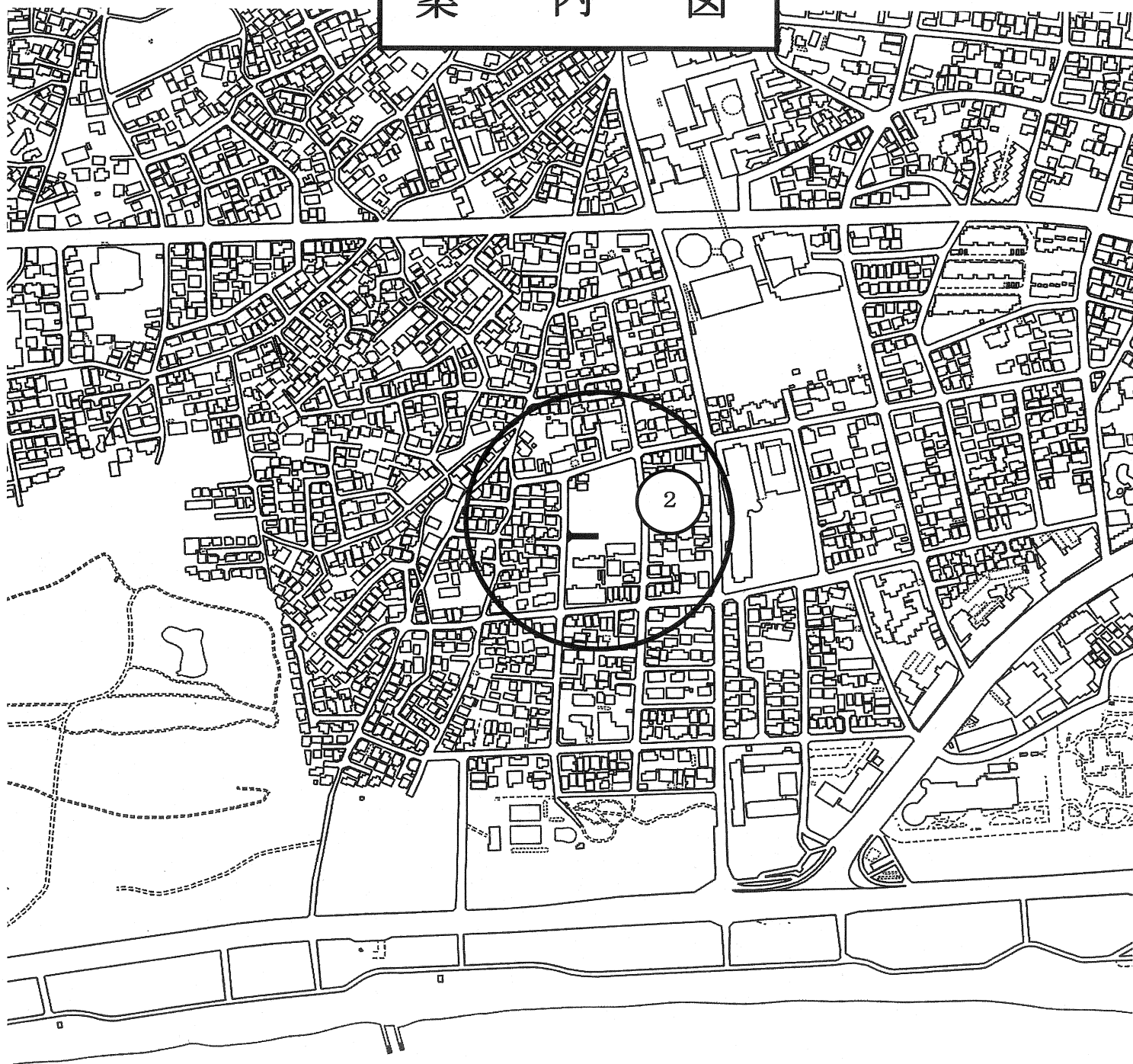
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1976号線	浜 須 賀 5823番32地先	浜 須 賀 5823番28地先	m 24.33	m 4.20

提案理由

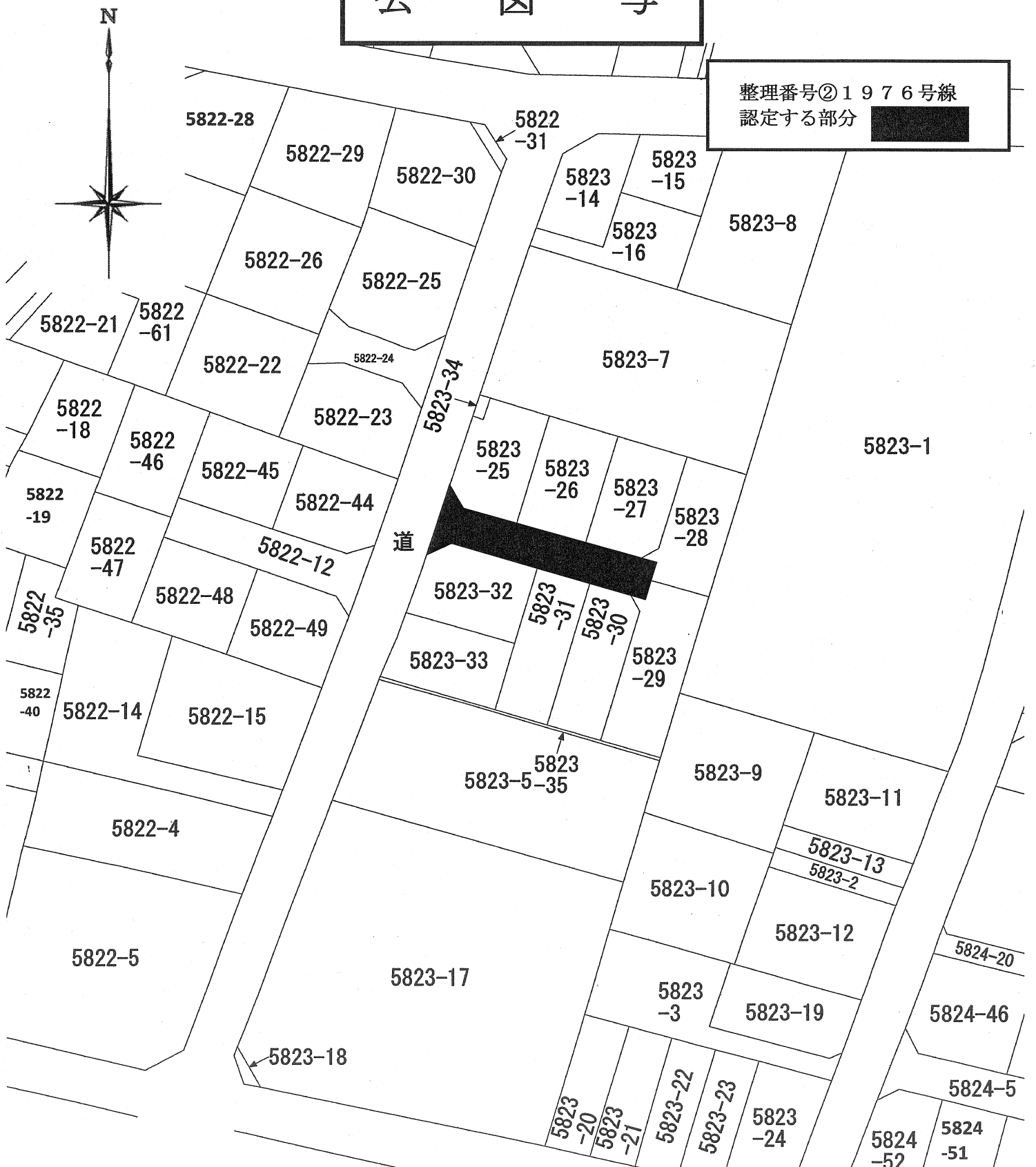
本案は、株式会社八清建設が築造し、令和7年3月19日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号②1976号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年6月5日提出

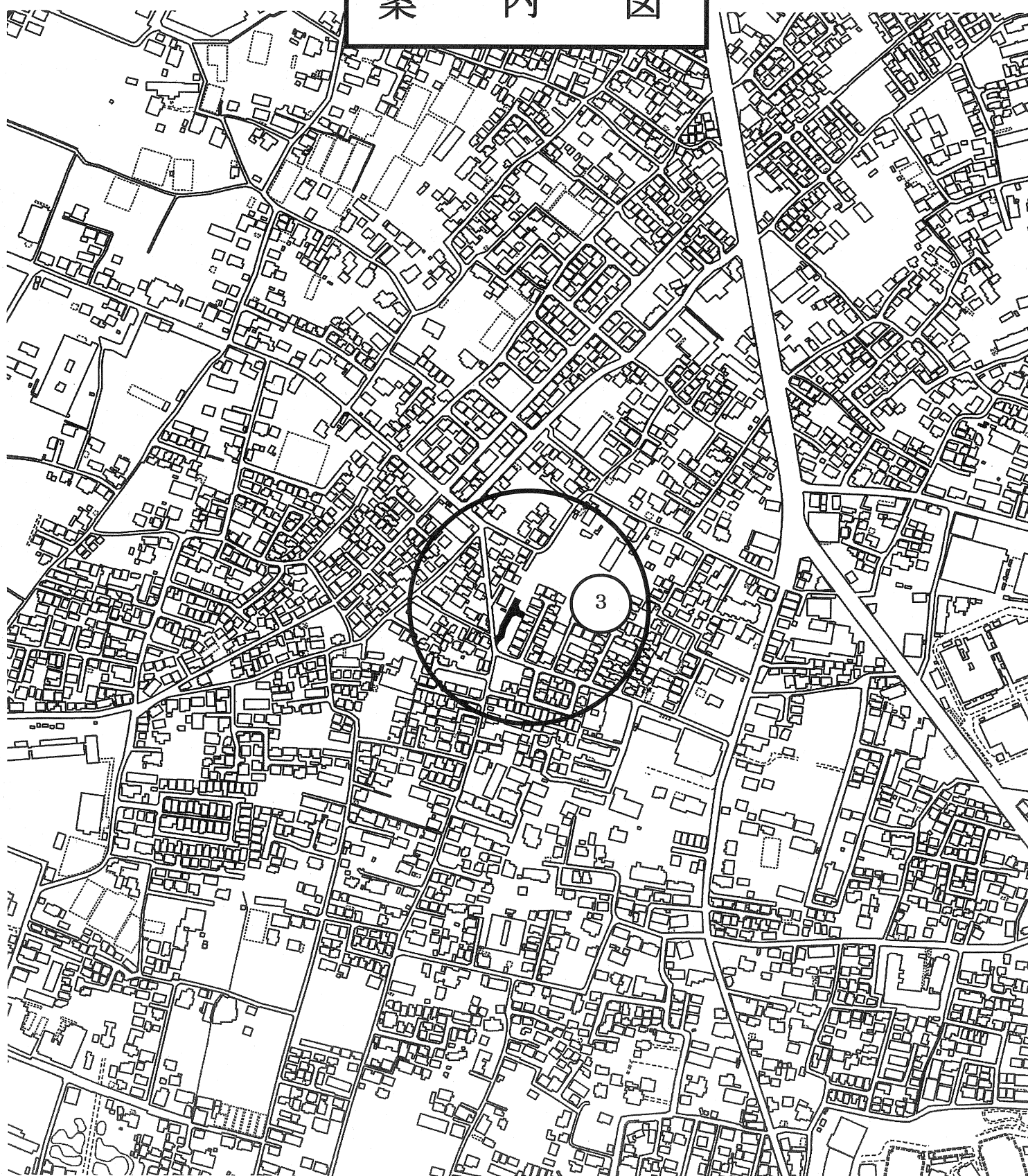
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	5805号線	矢 畑 字 金 山 2 7 番 5 地 先	矢 畑 字 金 山 2 9 番 1 地 先	m 46.51	m 4.51

提案理由

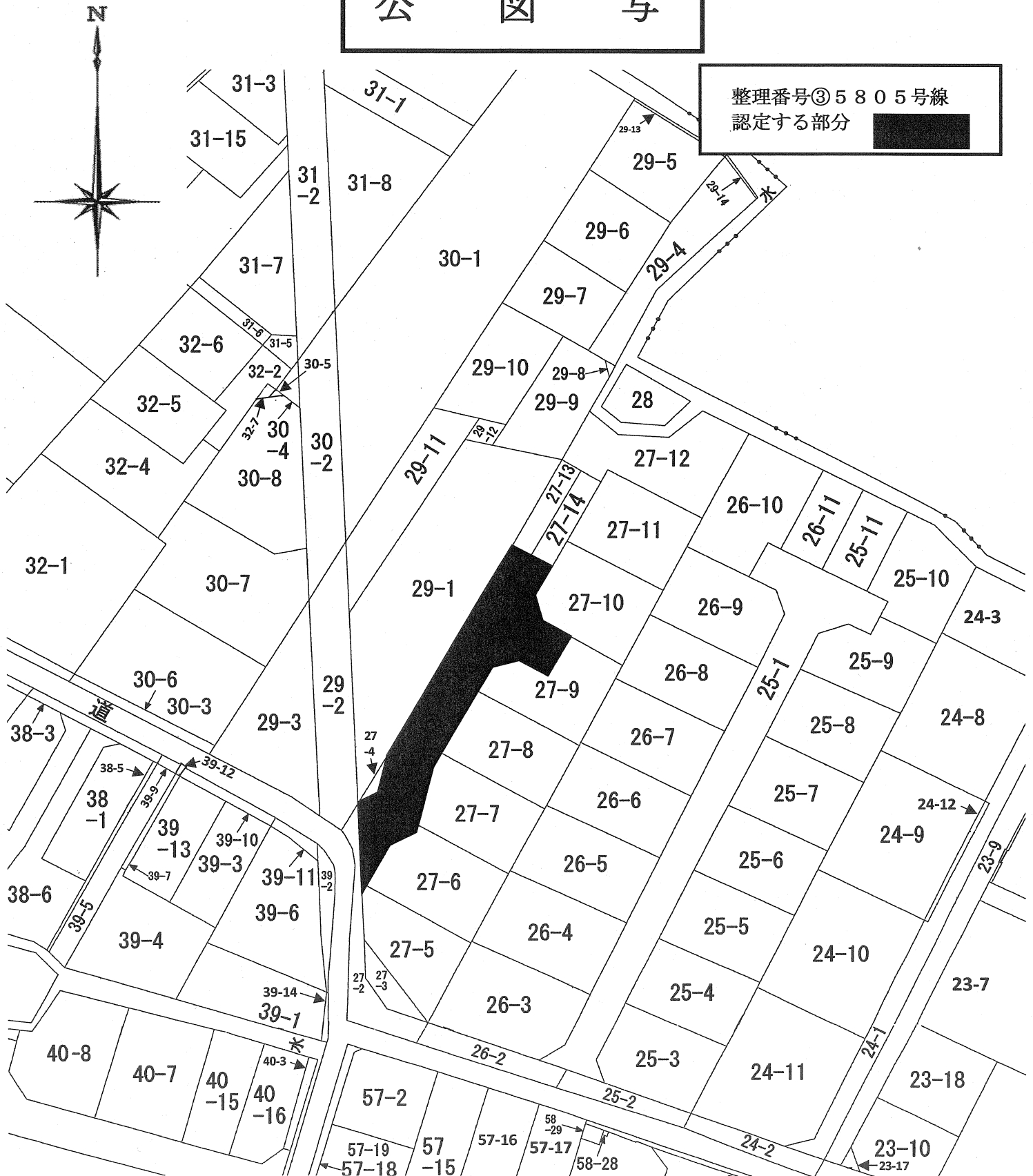
本案は、株式会社モリショウ・不動産が築造し、令和7年3月29日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号③5805号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年6月5日提出

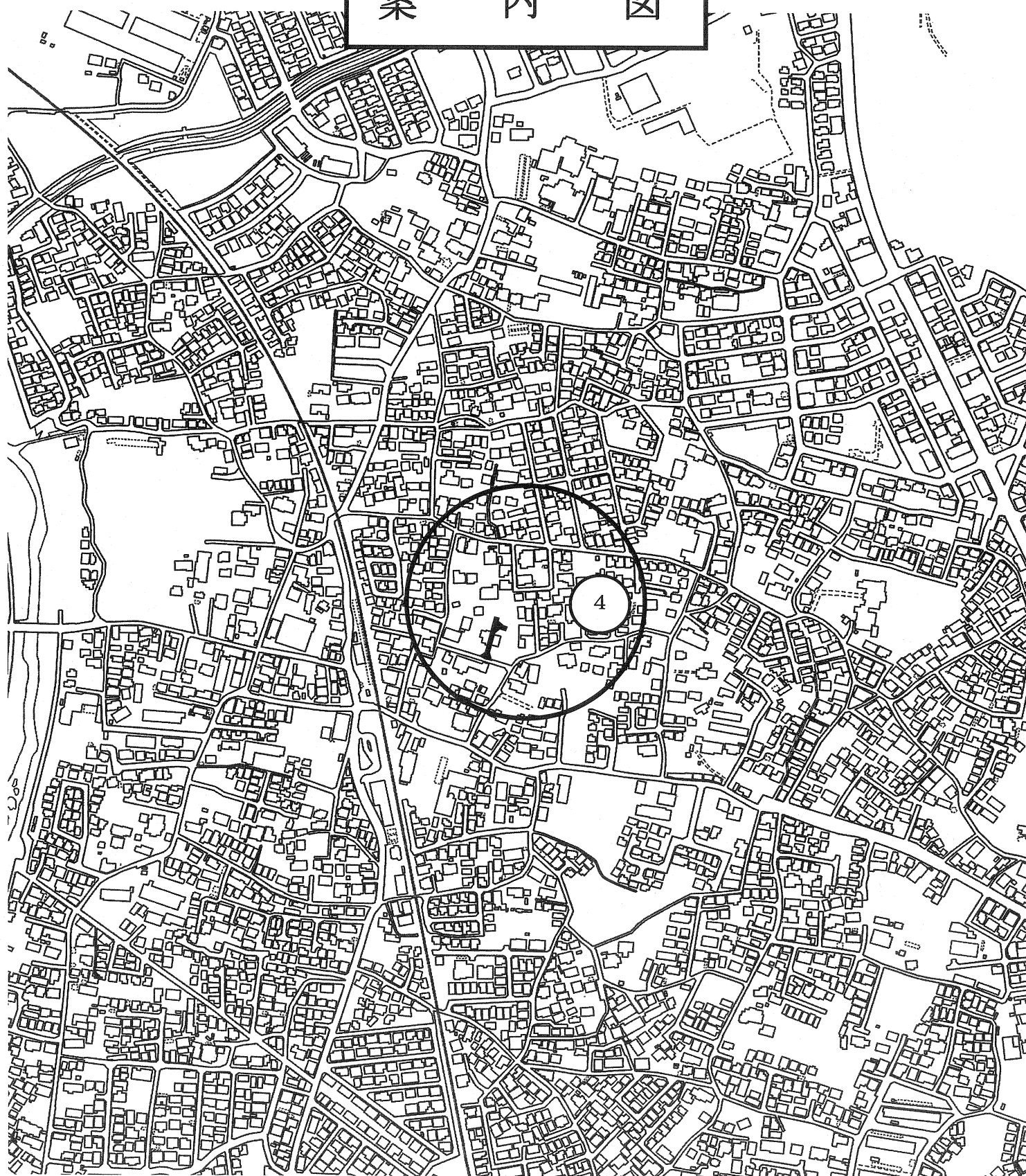
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	7721号線	香 川 六 丁 目 1 2 3 2 番 8 地 先	香 川 六 丁 目 1 2 3 2 番 1 地 先	m 45.29	4.50 m 〜 6.00

提案理由

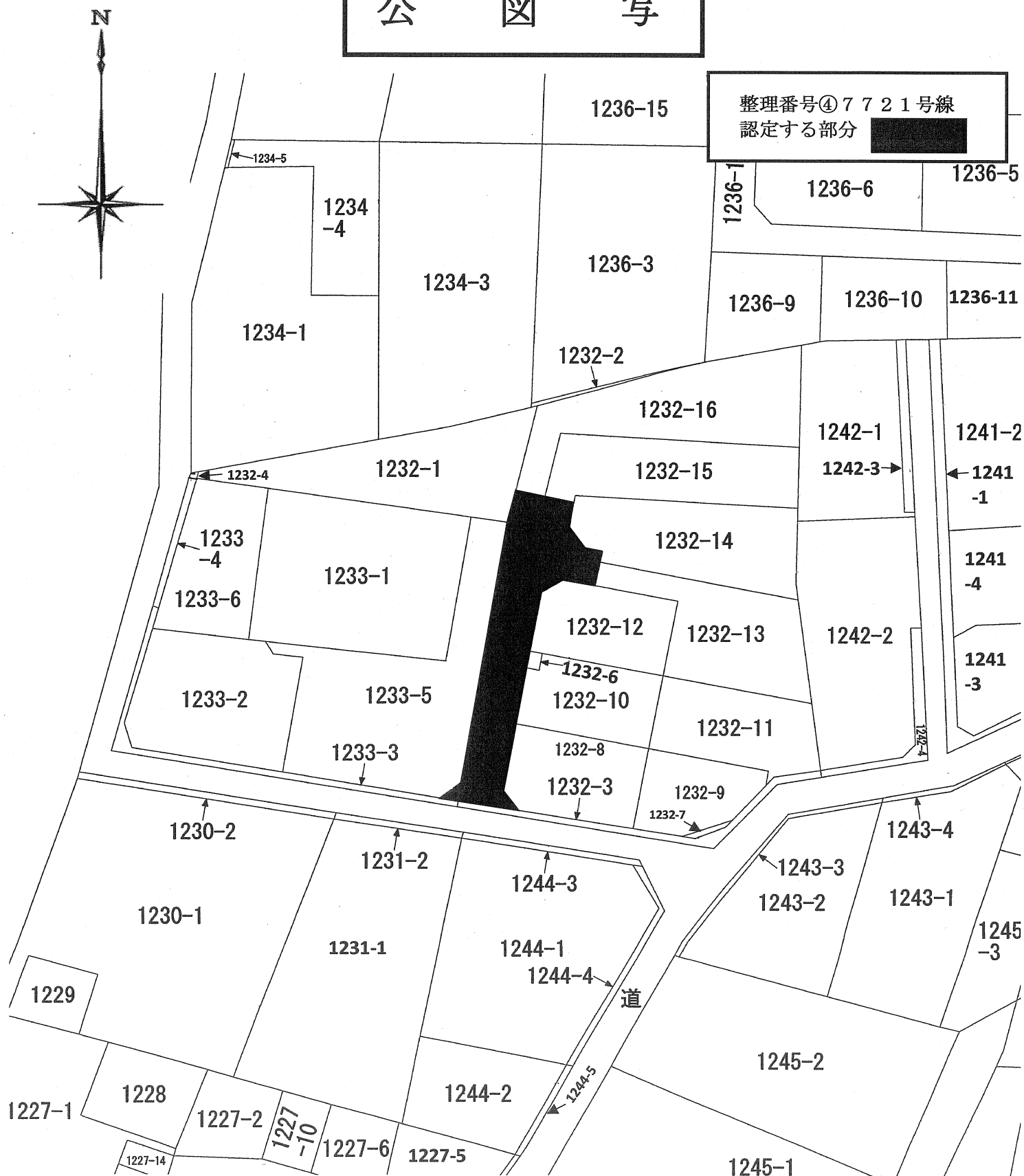
本案は、株式会社マーケットトラストが築造し、令和7年2月19日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号④ 7 7 2 1 号線
認定する部分



茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

土地信託の事務処理状況について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 3 項の規定により、土地信託の事務処理状況を別冊のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書を地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 6 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和 6 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう 総務管理経費 (茅ヶ崎ツイン ウェイヴ地下道 上屋改修工事)	円 320,227,000	円 245,608,000	円	円 245,608,000
		浜園橋橋りょう 整備事業 (取付道路工)	250,000,000	230,000,000		230,000,000
		浜園橋橋りょう 整備事業 (護岸工)	393,492,000	114,136,000		114,136,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

支 出 済 額 及 び 支 出 額 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
44,360,000	201,248,000	201,248,000	37,640,000	74,808,000	88,800,000	
68,640,000	161,360,000	161,360,000	8,205,000	8,400,000	73,200,000	71,555,000
	114,136,000	114,136,000				114,136,000

令和6年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和6年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月5日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和6年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	509,000	507,594
		情報化推進経費	15,155,000	15,132,364
		(仮称)松林地区地域集会施設整備事業	10,580,000	9,079,600
		茅ヶ崎ゆかりの人物館管理運営経費	1,989,000	1,989,000
		防災資機材整備事業	83,913,000	83,913,000
		防災倉庫整備事業	5,786,000	5,786,000
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度推進事業	16,477,000	16,477,000
3 民生費	1 社会福祉費	職員給与費	2,407,000	1,971,996
		物価高騰対応重点支援給付金(追加)	810,000,000	804,560,000
		物価高騰対応重点支援給付金給付事務費(追加)	54,860,000	33,359,766
		物価高騰対応重点支援事業(社会福祉総務費)	37,050,000	37,050,000
		障がい者福祉管理経費	10,352,000	9,760,739
		物価高騰対応重点支援事業(障がい者福祉費)	13,318,000	13,318,000
	2 児童福祉費	ファーストプレゼント事業	25,171,000	22,537,867

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
				59,534	448,060
					15,132,364
			2,000,000		7,079,600
					1,989,000
	41,956,000				41,957,000
	2,893,000				2,893,000
	16,477,000				
	1,971,996				
	804,560,000				
	33,359,766				
	37,050,000				
	3,402,000				6,358,739
	13,318,000				
7,512,622					15,025,245

令和6年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
3 民生費	2 児童福祉費	児童手当費	10,164,000	10,164,000
4 衛生費	1 保健衛生費	物価高騰対応重点支援事業 (保健衛生総務費)	27,492,000	27,492,000
	2 清掃費	収集車等購入事業	56,899,000	56,899,000
6 農林水産業費	1 農業費	物価高騰対応重点支援事業 (農業振興費)	6,182,000	6,182,000
	2 水産業費	漁港機能保全事業	89,968,000	89,968,000
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	156,123,000	105,973,000
		物価高騰対応重点支援事業 (商工振興費)	413,840,000	413,661,041
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	7,363,000	7,363,000
		道路舗装修繕事業	144,617,000	144,617,000
		道路整備事業	64,167,000	43,267,000
		幹線道路維持保全事業	17,570,000	17,570,000
		香川甘沼線道路改良事業	23,710,000	17,699,688
		上赤羽根堤線道路改良事業	51,920,000	13,960,119
		高田萩園線道路改良事業	62,882,000	34,491,405

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
	10,164,000				
	27,492,000				
			42,400,000		14,499,000
	6,182,000				
13,894,407	35,000,000		36,000,000		5,073,593
			39,100,000		66,873,000
	413,661,041				
			5,500,000		1,863,000
	62,000,000		82,600,000		17,000
			38,900,000		4,367,000
					17,570,000
	9,734,828		7,100,000		864,860
			9,600,000		4,360,119
	12,713,708		19,500,000		2,277,697

令和6年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道0109号線歩道設置事業	29,208,000	25,283,899
		市道0110号線歩道設置事業	58,638,000	29,886,590
		下寺尾芹沢線道路改良事業	11,817,000	11,817,000
		狭あい道路整備事業	6,091,000	4,161,000
		浜園橋橋りょう整備事業	44,981,000	21,515,000
	4 都市計画費	都市計画事務費	19,613,000	19,613,000
		香川駅周辺整備事業	21,142,000	21,142,000
		浜見平地区拠点整備事業	155,545,000	96,928,000
		新国道線街路事業	165,859,000	165,859,000
		特別緑地保全地区等整備推進事業	14,510,000	14,510,000
		森林緑地等維持管理経費	9,009,000	8,863,800
	5 住宅費	市営住宅等除却事業	4,697,000	4,510,000
9 消防費	1 消防費	消防水利維持管理経費	990,000	990,000
		消防通信業務管理経費	3,677,000	3,643,200

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
			22,700,000		2,583,899
	5,921,033		21,500,000		2,465,557
	2,000,000		9,700,000		117,000
			3,700,000		461,000
			10,400,000	9,905,000	1,210,000
			14,700,000		4,913,000
			16,000,000		5,142,000
	19,328,000		69,700,000		7,900,000
	39,091,000		87,000,000		39,768,000
3,480,000	3,930,000		7,100,000		
	4,282,000				4,581,800
					4,510,000
					990,000
			3,100,000	486,698	56,502

令和6年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 車 両 整 備 事 業	149,143,000	145,128,405
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	教 育 事 務 委 託 負 担 金	8,108,000	8,108,000
	2 小 学 校 費	学 校 施 設 整 備 事 業	118,290,000	118,290,000
		特 別 支 援 学 級 関 係 経 費	24,449,000	24,449,000
	3 中 学 校 費	学 校 施 設 整 備 事 業	256,022,000	256,022,000
		特 別 支 援 学 級 関 係 経 費	28,237,000	28,237,000
		学 校 教 育 振 興 関 係 経 費	41,950,000	5,200,000
	4 学 校 給 食 費	物 価 高 騰 対 応 重 点 支 援 事 業 (学 校 給 食 用 食 品 購 入 費)	25,500,000	25,500,000
		学 校 給 食 用 食 品 購 入 費	2,244,000	2,244,000
	5 社 会 教 育 費	文 化 資 料 館 跡 地 処 分 事 業	5,500,000	5,500,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
			111,400,000	14,209,995	19,518,410
			7,700,000		408,000
	9,267,000		108,900,000		123,000
	10,292,000		11,000,000		3,157,000
			250,400,000		5,622,000
	12,231,000		12,900,000		3,106,000
					5,200,000
	25,500,000				
				2,244,000	
					5,500,000

令和 6 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計予算の繰越明許費繰越
計算書について

令和 6 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書を地方
自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和6年度茅ヶ崎市

(公共用地先行取得事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
1 総務費	1 総務管理費	用地先行取得事業	244,498,000	244,497,382

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
197,382			244,300,000		

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 6 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
10 教育費	2 小学校費	予 防 保 全 事 業 (茅ヶ崎小学校給食 調理場エレベーター 改 修 工 事)	49,498,900 円	円	49,498,900 円	円

事故繰越し繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地 方 債		
円	円	円	円	円	円	一部の部品について、 年度末になって、年度 内の納品が見込めない ことが判明し、調達に 不測の日数を要したた め、繰越しするもので す。
49,498,900				44,500,000	4,998,900	

令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書について

令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和6年度茅ヶ崎市公共下

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
			円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	中島ポンプ場整備事業	650,924,000	38,544,000		38,544,000

水 道 事 業 会 計 継 続 費 繰 越 計 算 書

支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額
			国県補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円
	38,544,000	38,544,000	9,424,000	29,100,000		20,000	

令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 6 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水施設整備事業	円 1,130,577,000	円 657,356,723	円 424,017,000
		汚水施設整備事業	339,091,000	259,809,273	12,183,000
		長寿命化事業	263,485,000	195,597,600	26,300,000
		地震対策事業	154,199,000	78,812,800	64,065,000
		中島ポンプ場整備事業	176,074,000	842,490	136,109,000

水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損益勘定留保資金	そ の 他			
円	円	円	円	円	円	
53,149,446	345,231,000		25,636,554	49,203,277		事業者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
	12,183,000			67,098,727		事業者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
20,000,000		3,395,000	2,905,000	41,587,400		国の令和6年度第1次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
24,557,000	39,400,000		108,000	11,321,200		国の令和6年度第1次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
23,123,000	112,986,000			39,122,510		河川管理者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。

